

京都市告示第 161 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 4 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科音羽緯44号線	山科区音羽草田町63番地の4地先から同町49番地の2地先まで	メートル 95.50	6.65 ~メートル 16.40

(建設局道路部道路明示課)